

審 第 1 3 3 9 号  
答 申 第 5 3 1 号  
令 和 元 年 9 月 2 6 日

千葉県教育委員会教育長  
澤川 和宏 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年3月28日付け中博第1039号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第910号

平成30年1月26日付けで審査請求人から提起された、平成30年1月18日付け  
中博第840号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成30年1月18日付け中博第840号で行った行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成29年12月21日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県立中央博物館（分館を含む）の今年度の職免・受諾状況、1）職員氏名、2）依頼者等、3）職免・受諾及びその両者の別、4）受託期間及び日数・時間数、5）報酬・謝金等の有無」（以下「本件請求内容」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「平成29年度 職免の承認及び受託の許可に関する事業一覧」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、平成30年1月18日付け中博第840号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成30年1月26日付けで審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

1 行政文書部分開示決定通知書（平成30年1月18日付け中博第840号。以下「本件決定通知書」という。）に係る間違いについて

(1) 本件決定通知書に係る間違いの訂正請求の趣旨

本件決定通知書の「開示しない部分及び開示しない理由」の部分の、“謝金額”を求めているので、この点は間違いであるので、この部分を修正した新たな教育長名の通知書の発行を求める。

(2) 本件決定通知書に係る間違いを審査請求する理由

行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」に、“報酬・謝金等の有無”とのみ問うており、“謝金額”は不要であると日本語として理解されるはずであるため。

2 審査内容について

(1) 審査請求の趣旨

本件決定のうち、開示しない部分の依頼者・依頼内容を不開示とした処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 受け取った対象文書の写しでは、半数程度で“依頼者等”と“職免・受託内容”が非公開となっているものの、逆に半数程度は公開されている。報酬額の公開は求めているので、「開示しない部分及び開示しない理由」が全く理解できない。また、請求者のものを見ても、同じ内容のもので非公開と公開がある。このため、全ての事業に対して、“依頼者等”と“職免・受託内容”の公開を求める。なお、許可番号のない未決裁のものに関しては、当然、開示等は不要である。

イ 今回のもので、“依頼者等”と“職免・受託内容”が「公開されたもの」と「非公開のもの」の明確な判断基準の回答を求める。

3 反論書の要旨

(1) 事実と異なる記載の修正

ア 本件決定通知書に係る間違い

これは、上記1で述べたことであり、弁明書の中では、「法の許容しない審査請求であり、不適法であるから却下を免れない」としたものである。

公務員として、自らの誤りを反省することなく、誤りを正さない姿勢は住民と

して耐えがたいものであり、やはり“まず、事実関係の誤りを正し、反省する姿勢を求める”。

#### イ 実施機関の下記第4の4（2）における弁明について

実施機関は、下記第4の4（2）において「本件決定において開示されている依頼者等及び職免・受託内容については、ホームページ等に掲載されていることから開示している」と弁明するが、本件対象文書のうち、少なくともNo. 56及び70は申請者が各種インターネットで検索を試みたが、閲覧することができず、開示されているとは判断できなかった。

上記ア及びイの2点とも、明らかに間違い、つまり虚偽記載であり、偽計業務妨害罪の可能性すらあるものであり、修正を求める。

その修正の方策は、上記アに関しては、上記1（1）のと通りの修正を求める。

上記イに関しては、まず本件対象文書のNo. 56及び70のホームページ打ち出しの提出を求め、もし、No. 56及び70の打ち出しが提出できず、虚偽記載であったことが明らかになった場合には、承認番号の存在する全ての例に対してホームページ打ち出しの提出を求める。

#### (2) 審査の内容について—本件対象文書の黒塗り部分の公開

弁明書では、条例第8条第2号本文に該当し、公開できないとしている。しかし、本件対象文書には、上記2でも指摘したとおり、半数以上のもので個人名／依頼者等／職免・受託内容／職免・受託期間等の“個人情報”が示されており、弁明書の指摘とそごを有し、条例の理解が誤っている。

そのため、再度、元から求めている報酬額等／年間報酬額等の開示は当然不要として、黒塗り部分の開示を求めるものである。特に、上記（1）で記したホームページ等で公開されているということが“虚偽記載”であったならば、今回の弁明書自体が、単に申請者を威圧して、申請を不当におとしめようとする文書の可能性も高いように思われ、地方公務員として住民に真摯に対応するという姿勢に明確に反していると言わざるを得ない。

## 第4 実施機関の弁明要旨

### 1 弁明の趣旨について

審査請求人が提起した、条例第12条第1項の規定による本件決定に対する審査請

求のうち、同決定の取消しを求める請求についてはこれを棄却し、また、本件決定通知書を修正した新たな通知書の発行を求める請求については、これを却下することが相当である。

## 2 却下を求める弁明の理由について

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく審査請求は、法第2条及び第46条の規定により、行政庁の処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消し等を求めるか、法第3条及び第49条の規定により、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした場合に、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁が当該申請に対して何らの処分もしないときに、その違法又は不当の宣言を求める制度である。

これを本件についてみると、審査請求人は、本件審査請求で本件決定通知書を修正した新たな通知書の発行を求めているが、このような一定の作為を求めることは、法の許容しない審査請求であり、不適法であるから却下を免れない。

## 3 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、職免の承認、受託の許可等について、千葉県教育庁教育振興部文化財課長が同庁企画管理部教育総務課と事前に協議を行う必要があったことから、千葉県立美術館及び千葉県立各博物館長に照会した文書に対する千葉県中央博物館の回答した文書の一部である。

## 4 処分の理由について

### (1) 不開示部分について

本件対象文書中、依頼者等、職免・受託内容、報酬額等及び年間報酬額等は、条例第8条第2号に該当するとして、それぞれ不開示としたものである。

### (2) 条例第8条第2号該当性について

#### ア 条例第8条第2号本文該当性について

依頼者等については、団体等の役職員、講演、講義等の依頼をしたもの等を記載したものであり、また、職免・受託内容については、当該依頼等を受け、職務に専念する義務の免除を申請した内容、報酬を得て事業又は事務に従事する等受託の許可を申請した内容を記載したものであり、これらは、氏名とともに一体として本件対象文書にそれぞれ記録されており、個人に関する情報であって、当該行政文書に記載された氏名等の情報と照合することによって、特定の個人を識別

することができる情報であることから、条例第8条第2号本文に該当する。

イ 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

依頼者等及び職免・受託内容については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。なお、本件決定において開示されている依頼者等及び職免・受託内容については、ホームページ等に掲載されていることから開示している。

ウ 条例第8条第2号ただし書ロ該当性について

依頼者等及び職免・受託内容については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、条例第8条第2号ただし書ロに該当しない。

エ 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

依頼者等及び職免・受託内容については、職務に専念する義務の免除を申請した者及び受託の許可を申請した者と実施機関との関係において職務の遂行に係る情報ではないことから、また、依頼をしたもの等との関係においては公務員等ではないことから、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

オ 条例第8条第2号ただし書ニ該当性について

本件対象文書については、食糧費の支出を伴う懇親会、説明会等に係る情報は記録されていないことから、条例第8条第2号ただし書ニに該当しない。

5 弁明の内容について

審査請求人は、「半数程度で“依頼者等”と“職免・受託内容”が非公開となっているものの、逆に半数程度は公開されている。」「請求者のものを見ても、同じ内容のもので非公開と公開がある。このため、全ての事業に対して、“依頼者等”と“職免・受託内容”の公開を求める」旨主張する。

しかし、上記4（2）のとおり、依頼者等及び職免・受託内容については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことなどから、条例第8条第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しない。

したがって、請求人は条例の解釈を誤ったものであり、請求人の主張には理由がない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「No.」欄、許可番号欄、職名欄、氏名欄、課（科）名欄、依頼者等欄、職免・受託内容欄、職免・受託期間（日数）欄、報酬額等欄、年間報酬額等欄及び備考欄で構成されており、実施機関は、依頼者等欄、職免・受託内容欄、報酬額等欄及び年間報酬額等欄の各欄に記載された情報を別表のとおり、条例第8条第2号に該当するとして不開示とする本件決定を行っている。

そして、当審査会が見分したところ、本件請求内容の、「1）職員氏名」については、「氏名」欄に、「2）依頼者等」については、「依頼者等」欄に、「3）職免・受諾及びその両者の別」については、「備考」欄に、「4）受託期間及び日数・時間数」については、「職免・受託期間（日数）」欄に、「5）報酬・謝金等の有無」については、「報酬額等」及び「年間報酬額等」欄にそれぞれ記載されていることが認められた。

### 2 本件決定について

審査請求人は、①本件決定のうち依頼者・依頼内容を不開示とした部分の取り消しを求めるとともに、②本件決定通知書の『「開示しない部分及び開示しない理由」』の部分の、“謝金額”を求めているので、この点は間違いであるので、この部分を修正した新たな教育長名の通知書の発行を求める。」と主張している。当審査会は、これらのうち、上記②の主張については、処分の変更を求める請求と解釈して、変更を求める請求に理由があるかどうか判断する。なお、審査請求人が反論書において「元から求めている報酬額等／年間報酬額等の開示は当然不要」と主張していることから当該情報の条例第8条第2号該当性については判断しない。

以上のことを踏まえて、以下検討する。

#### (1) 依頼者等及び職免・受託内容について（上記①の主張について）

当審査会が本件対象文書を見分したところ、「依頼者等」欄には、実施機関の職員が職務に専念する義務の免除の承認及び受託の許可を受けて行う事業又は事務（以下「事務等」という。）を依頼してきた者等が記載されており、「職免・受託内容」欄には、依頼を受けた事務等の内容又は事務等を行うに際しての職名がそれぞれ記載されていることが認められた。

そして、実施機関は、これらのうち、一部について、既に関示している。

上記情報は、既に関示されている実施機関の職員の氏名と相まって、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

ところで、当審査会が実施機関に対し、これら職員の依頼元における身分について確認を求めたところ、No. 5、8、11、22、27、34、35、39、40、41、42、47、50、58及び76については、条例第8条第2号ただし書ハに規定する公務員等であって実際に事務等を行っていることが認められた。

さらに、No. 6及び19については、実施機関の職員として職務を行ったことに関する情報であることが認められた。

そうすると、No. 5、6、8、11、19、22、27、34、35、39、40、41、42、47、50、58及び76の依頼者等及び職免・受託内容については、実施機関の職員としての職務又は依頼元機関の公務員等として担任する事務等を行う場合における、当該活動についての情報であると言えることから条例第8条第2号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

しかし、その余の部分については、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 実施機関による報酬額等及び年間報酬額等の不開示事由該当性判断の適否（上記②の主張について）

ア 審査請求人は、「報酬・謝金等の有無」について開示を求めているにもかかわらず、実施機関が本件決定通知書の「開示しない部分及び開示しない理由」に「報酬額・内訳（2号）」と記載したことは間違いである旨主張する。この点、上記審査請求人の主張は、a「報酬・謝金等の有無」に関する開示・不開示の判断をすべきこと、b報酬額等及び年間報酬額等について開示・不開示の判断をしたこと各違法を主張するものと考えられる。

イ 上記aについて

当審査会が本件対象文書を見分したところ、審査請求人が開示を求めている「報酬・謝金等の有無」といった情報の項目は本件対象文書には存在しないことが認められた。

また、そもそも開示請求者が条例第5条の規定により開示請求できるものは、あるがままの「行政文書」であるから、開示請求者の求めに応じて情報を加工す

べきものではない。

したがって、本件対象文書については、上記のとおり「報酬・謝金等の有無」といった情報は存在しないことから、実施機関は、「報酬・謝金等の有無」について開示・不開示の判断を行うことはできない。

#### ウ 上記bについて

実施機関が報酬額等及び年間報酬額等の開示・不開示を判断したことについて検討すると、そもそも実施機関は、開示請求がなされた場合、特定した行政文書に記載されている全ての情報に関して条例第8条に規定されている不開示情報に当たるかどうかについて判断をする必要がある。

したがって、実施機関が報酬額等及び年間報酬額等について開示・不開示の判断をしたこと自体には、何ら違法・不当な点は認められない。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

### 4 結論

実施機関が本件決定で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 3月28日	諮問書の受理
平成30年 3月28日	反論書の写しの受理
平成30年12月19日	審議
平成31年 1月30日	審議
平成31年 2月27日	審議
平成31年 3月27日	審議

## 別表

No.	実施機関が不開示とした情報	開示すべき情報
1	報酬額等、年間報酬額等	なし
2	報酬額等、年間報酬額等	なし
3	報酬額等、年間報酬額等	なし
4	報酬額等、年間報酬額等	なし
5	依頼者等、職免・受託内容、 年間報酬額等	依頼者等、職免・受託内容
6	依頼者等、職免・受託内容、 年間報酬額等	依頼者等、職免・受託内容
8	依頼者等、職免・受託内容	依頼者等、職免・受託内容
9	報酬額等、年間報酬額等	なし
1 1	依頼者等、職免・受託内容	依頼者等、職免・受託内容
1 2	報酬額等、年間報酬額等	なし
1 3	依頼者等、職免・受託内容	なし
1 5	報酬額等、年間報酬額等	なし
1 6	報酬額等、年間報酬額等	なし
1 7	依頼者等、職免・受託内容、 報酬額等、年間報酬額等	なし
1 8	依頼者等、職免・受託内容、 報酬額等、年間報酬額等	なし
1 9	依頼者等、職免・受託内容	依頼者等、職免・受託内容
2 0	報酬額等、年間報酬額等	なし
2 1	報酬額等、年間報酬額等	なし
2 2	依頼者等、職免・受託内容	依頼者等、職免・受託内容
2 3	報酬額等、年間報酬額等	なし
2 4	報酬額等、年間報酬額等	なし
2 5	依頼者等、職免・受託内容	なし
2 6	報酬額等、年間報酬額等	なし

No.	実施機関が不開示とした情報	開示すべき情報
27	依頼者等、職免・受託内容	依頼者等、職免・受託内容
28	報酬額等、年間報酬額等	なし
29	報酬額等、年間報酬額等	なし
30	依頼者等、職免・受託内容、 報酬額等、年間報酬額等	なし
31	依頼者等、職免・受託内容	なし
32	報酬額等、年間報酬額等	なし
33	報酬額等、年間報酬額等	なし
34	依頼者等、職免・受託内容、 報酬額等、年間報酬額等	依頼者等、職免・受託内容
35	依頼者等、職免・受託内容、 報酬額等、年間報酬額等	依頼者等、職免・受託内容
36	報酬額等、年間報酬額等	なし
37	依頼者等、職免・受託内容	なし
38	報酬額等、年間報酬額等	なし
39	依頼者等、職免・受託内容	依頼者等、職免・受託内容
40	依頼者等、職免・受託内容	依頼者等、職免・受託内容
41	依頼者等、職免・受託内容	依頼者等、職免・受託内容
42	依頼者等、職免・受託内容	依頼者等、職免・受託内容
43	報酬額等、年間報酬額等	なし
44	報酬額等、年間報酬額等	なし
45	報酬額等、年間報酬額等	なし
46	報酬額等、年間報酬額等	なし
47	依頼者等、職免・受託内容	依頼者等、職免・受託内容
48	報酬額等、年間報酬額等	なし
49	報酬額等、年間報酬額等	なし
50	依頼者等、職免・受託内容、 報酬額等、年間報酬額等	依頼者等、職免・受託内容

No.	実施機関が不開示とした情報	開示すべき情報
5 1	依頼者等、職免・受託内容	なし
5 2	報酬額等、年間報酬額等	なし
5 4	報酬額等、年間報酬額等	なし
5 5	報酬額等、年間報酬額等	なし
5 6	報酬額等、年間報酬額等	なし
5 7	報酬額等、年間報酬額等	なし
5 8	依頼者等、職免・受託内容、 報酬額等、年間報酬額等	依頼者等、職免・受託内容
5 9	報酬額等、年間報酬額等	なし
6 0	依頼者等、職免・受託内容	なし
6 1	依頼者等、職免・受託内容	なし
6 3	報酬額等、年間報酬額等	なし
6 4	報酬額等、年間報酬額等	なし
6 5	報酬額等、年間報酬額等	なし
6 6	依頼者等、職免・受託内容、 報酬額等、年間報酬額等	なし
6 7	依頼者等、職免・受託内容、 報酬額等、年間報酬額等	なし
6 9	依頼者等、職免・受託内容、 報酬額等、年間報酬額等	なし
7 0	報酬額等、年間報酬額等	なし
7 1	依頼者等、職免・受託内容、 報酬額等、年間報酬額等	なし
7 2	依頼者等、職免・受託内容、 報酬額等、年間報酬額等	なし
7 3	依頼者等、職免・受託内容	なし
7 4	報酬額等	なし

No.	実施機関が不開示とした情報	開示すべき情報
75	依頼者等、職免・受託内容、報酬額等	なし
76	依頼者等、職免・受託内容、報酬額等、年間報酬額等	依頼者等、職免・受託内容
78	依頼者等、職免・受託内容	なし

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)